諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年６月２９日（令和８年（行情）諮問第９０２号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７２２号）
事件名：特定職員が死去したことを実証する証拠資料に関する文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年１２月２２日付け２０２２１１１０特許１２により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、請求内容における「（別紙の１に掲げる文言と同一であり、記載は省略する。）」に関する文書は、特許庁にとって職員の人事管理上極めて重要な行政文書であり、公益性の観点から不開示部分は全てが開示されるべきである。死亡届とともに戸籍謄本に記載の死亡に関する記載も開示されるべきである。

もし、廃棄したなら、作成年月日、保存期間、廃棄年月日を明確にしていただきたい。移管したなら、作成年月日、保存期間、移管年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和４年１１月７日付けで、法３条の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月１０日付けでこれを受け付けた。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、令和４年１１月２８日付けで、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書を特定し、法９条１項の規定に基づき、２０２２１１１０特許

１２をもって、下記２のとおり、法５条１号に該当する部分を除いて開示する決定（原処分）を行った。

（３）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和５年３月１５日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月２０日付けでこれを受け付けた。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法５条１号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりである。

表題及び項目名以外の情報は、特定の個人を識別することのできるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。

３　審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、公益性の観点から不開示部分は全てが開示されるべきであり、戸籍謄本に記載の死亡に関する記載も開示されるべき旨主張している。

しかしながら、死亡届の写しには特定個人に関する極めて詳細な個人に関する情報が記載されており、これは、表題及び様式部分を除き全体が一体として法５条１号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものであり、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

また、特許庁は、死去した特定個人に対し退職手当を支払うにあたり、当該個人が死去したことを証明する文書として当該個人に係る死亡届の写しを原則として取得しており、平成２９年度における死去した特許庁職員に係る死去を証明する文書として、審査請求人が主張する除籍謄本等の戸籍謄本は取得しておらず、保有していない。

なお、本請求は過去同一の請求がされており、令和４年度（行情）答申第４０４号、令和６年度（行情）答申第６６２号と同旨である。

４　結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月２９日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年７月１５日　　審議

④　同年１０月２１日　　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

上記第３の３において諮問庁が説明する本件対象文書の取得の理由等は、不自然、不合理とはいえず、審査請求人が上記第２の２において追加して特定を求める文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、特定個人の死亡届の写し及び死亡診断書の写しであると認められる。不開示部分は、死亡届及び死亡診断書の表題及び様式を除く部分であり、特定個人の戸籍上の氏名、性別、生年月日、死亡年月日、死亡場所、住所、本籍、配偶者の有無、職業、死亡の原因、死因の種類・状況等が記載されている。

（２）法が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことを踏まえると、法５条１号の「個人に関する情報」には生存する個人のみならず、死亡した個人も含まれると解するのが相当である。

そうすると、不開示部分は、特定個人に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

（３）次に、法５条１号ただし書該当性について検討する。

特定個人の死亡に関する情報は、当該個人に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、「各行政機関における公務員の氏名の

取扱いについて」（平成１７年８月３日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）にいう「職務遂行に係る情報」に該当するとはいえない。そして、死亡届に記載された特定個人の戸籍上の氏名は特定個人の死亡に関する情報に当たる。

したがって、不開示部分のうち特定個人の戸籍上の氏名について申合せの適用はないことから、法５条１号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、氏名以外の不開示部分についても、法５条１号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

（４）法６条２項による部分開示について検討すると、特定個人の戸籍上の氏名、性別、生年月日、死亡年月日、住所、本籍及び職業は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分については、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、遺族等個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

（５）したがって、不開示部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第２の２において、法７条に基づく裁量的開示を求めているものと解される。

審査請求人は、その理由として、公益性の観点から開示すべきであるとしているが、不開示規定の例外として、公益上開示することが特に必要であるとするに足る具体的な理由を示しているとはいえない。上記３において当審査会が不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法７条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

５　付言

本件は、審査請求から諮問までに約３年３か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

６　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

特定年月日１の特定新聞朝刊に当時の宗像長官が特定年月日２に死去した特許庁職員の特定個人を追悼する追悼文が掲載されているが、この特許庁職員の特定個人が特定年月日２に死去したことを実証する証拠資料に関する文書。

２　本件対象文書

死亡届・死亡診断書（特定個人）